

## 年度 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

たつの市長 宛	申 請 者	所在地 (住所)	〒 ー										特別徴収義務者 指 定 番 号				
		名 称 (氏名)											担 当 者 連 絡 先	所属・係			
令和 年 月 日提出		法 人 番 号															氏 名
																電 話	

地方税法第321条の5の2第1項及びたつの市税条例第46条の2の規定により特別徴収税額の納期の特例を申請します。

① 特例の適用を受けようとする税額	年 月以降の支給に係る給与所得・退職所得から徴収する税額					
② 申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける人員及び各月の支払金額 ※臨時雇用者がある場合は( )内に人員及び支払金額を記入	令和 年 月	人	円	令和 年 月	人	円
		(内 人)	( 円)		(内 人)	( 円)
	令和 年 月	人	円	令和 年 月	人	円
		(内 人)	( 円)		(内 人)	( 円)
	令和 年 月	人	円	令和 年 月	人	円
		(内 人)	( 円)		(内 人)	( 円)
③(1)現に市税に滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 (2)申請の日前1か年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合にはその年月日						

* 処 理 欄	処 理 区 分	却下の理由
	承 認 ・ 却 下	

\* 欄は記入しないでください。

# 申請についての注意事項

## ◎特別徴収税額の納期の特例制度について

[1] この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

※たつの市だけでなく会社の総従業員数で、市民税・県民税・森林環境税の課税の有無は関係ありません。

[2] [1] に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

[3] この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる区分によりそれぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までの給与及び退職手当等に係る特別徴収税額 ……………	12月10日まで
12月から翌年5月までの給与及び退職手当等に係る特別徴収税額 ……………	翌年6月10日まで

[4] 納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届出なければなりません。

## 《注 意》

市税の滞納や著しい納入遅延がある場合については、この特例の申請を受けることができません。

また、この特例の承認を受けた場合でも、滞納や納入遅延があった場合、この特例の承認を取り消されることがありますので、御注意ください。

## ◎申請書の書き方

[1] 「特別徴収義務者指定番号」欄には、当初特別徴収義務者として指定した番号を記入してください。

[2] 「①」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

[3] 「②」欄には、申請の日前6か月の各月末の人員と、各月の給与の金額を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を「人員」欄の、その支払金額を「金額」欄のそれぞれ( )の中に記入してください。

[4] 「③」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。

[5] 「法人番号」欄には、法人番号を記入してください。(個人事業主の場合は、個人番号を記入する必要はありません。)